

2023年1月13日

一般社団法人 投資信託協会
会長 殿

(商号) ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社
(代表者) 代表取締役社長 高村 孝

正会員の財務状況等に関する届出書

当社の財務状況等に係る会計監査が終了いたしましたので、貴協会の定款の施行に関する規則
第10条第1項第17号イの規定に基づき、下記のとおり報告いたします。

1. 委託会社等の概況

(1) 資本金の額

① 資本金の額（2022年11月30日現在）

委託会社の資本金の額は金3億1千万円です。

② 発行する株式の総数

委託会社の発行する株式の総数は6,200株です。

③ 発行済株式の総数

委託会社の発行済株式総数は6,200株です。

④ 最近5年間における主な資本金の額の増減

該当事項はありません。

(2) 委託会社の機構

① 会社の意思決定機構

取締役会は、委託会社の業務執行の基本方針を決定します。代表取締役社長は、委託会社を代表し、全般の業務執行について指揮統括します。取締役は、委嘱された業務の執行にあたり、また、代表取締役社長に事故があるときにその職務を代行します。監査役は、委託会社の会計監査を行います。各部には、部長をおき、部長は、代表取締役社長または取締役の命を受け、所属員を指揮監督し、部の業務を統括します。

② 投資運用の意思決定機構

1) 運用基本方針の決定

投資政策委員会で、投資対象地域経済、産業、政治について更に精緻に分析を行い、投資対象企業、債券を様々な面より分析しつつ、基本的な運用方針を決定します。

2) 運用実施計画の作成

ファンド・マネージャーは決定された運用基本方針に基づいて、具体的な銘柄選択と運用実施計画を作成します。

3) 運用の実行

ファンド・マネージャーは運用計画に基づいて、組入有価証券の売買等を指図します。

2. 事業の内容及び営業の概況

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託者は、証券投資信託の設定を行うとともに金融商品取引法に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また金融商品取引法に定める投資助言業、第1種金融商品取引業及び第2種金融商品取引業を行っています。

2022年11月30日現在、委託会社の運用する証券投資信託は、123本であり、その純資産総額は2,967,147百万円です(親投資信託を除く、公募投資信託および私募投資信託の合計値です。)。

3. 委託会社等の経理状況

1. 委託会社であるストート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社（以下「委託会社」という）の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規制」（昭和52年大蔵省令第38号、以下「中間財務諸表等規則」という）ならびに同規則第38条第1項及び第57条第1項の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。
2. 中間財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。
3. 委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第26期事業年度の中間会計期間（2022年4月1日から2022年9月30日まで）の中間財務諸表について、EY 新日本有限責任監査法人により中間監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2022年6月22日

ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社

取締役会御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 伊藤雅人
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第25期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社の2022年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

(注) 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(1) 貸 借 対 照 表

(単位：千円)

科 目	期 別	前事業年度 (2021年3月31日現在)		当事業年度 (2022年3月31日現在)	
		金額	構成比 %	金額	構成比 %
(資産の部)					
流動資産					
預金		3,455,294	%	4,391,110	
有価証券		22,281		23,294	
前払金		59,450		119,649	
前払費用		20,090		29,290	
未収入金		795,709		688,466	
未収還付法人税等		592		-	
未収委託者報酬		651,298		685,229	
未収収益		41,992		42,751	
流動資産計		5,046,710	70.1	5,979,793	75.8
固定資産					
有形固定資産					
建物附属設備	※1	-	4,695	0	375
器具備品	※1	4,695		375	
無形固定資産					
ソフトウェア		0	0	0	0
投資その他の資産					
長期差入保証金		55,283	2,149,769	71,694	1,904,306
繰延税金資産		2,088,211		1,826,336	
その他投資		6,275		6,275	
固定資産計		2,154,465	29.9	1,904,682	24.2
資産合計		7,201,176	100.0	7,884,475	100.0

(単位 : 千円)

科 目	期 別	前事業年度 (2021年3月31日現在)		当事業年度 (2022年3月31日現在)	
		金額	構成比 %	金額	構成比 %
(負債の部)					
流動負債					
預り金		141, 855		172, 682	
未払金		300, 612		344, 370	
未払手数料		163, 883		177, 539	
その他未払金		136, 728		166, 831	
未払費用		11, 026		11, 699	
未払法人税等		—		296, 332	
未払消費税等		79, 008		30, 068	
賞与引当金		76, 891		74, 876	
流動負債計		609, 394	8. 5	930, 030	11. 8
固定負債					
退職給付引当金		81, 500		84, 840	
固定負債計		81, 500	1. 1	84, 840	1. 1
負債合計		690, 894	9. 6	1, 014, 871	12. 9
(純資産の部)					
株主資本					
資本金		6, 510, 281	90. 4	6, 869, 604	87. 1
利益剰余金		310, 000			
利益準備金		77, 500		77, 500	
その他利益剰余金		31, 620		31, 620	
別途積立金		6, 091, 161		6, 450, 484	
繰越利益剰余金					
純資産合計		6, 510, 281	90. 4	6, 869, 604	87. 1
負債・純資産合計		7, 201, 176	100. 0	7, 884, 475	100. 0

(2) 損益計算書

(単位：千円)

期 別 科 目	前事業年度 自 2020年4月 1日 至 2021年3月 31日			当事業年度 自 2021年4月 1日 至 2022年3月 31日		
	金額	構成比 %		金額	構成比 %	
営業収益						
委託者報酬	2,468,063			2,655,508		
投資顧問収入	2,871,928			3,030,659		
その他営業収益	78,227			85,660		
営業収益計	5,418,219	100.0		5,771,828	100.0	
営業費用						
支払手数料	631,100			711,649		
広告宣伝費	28,458			53,735		
公告費	1,140			1,140		
調査費	527,766			712,486		
調査費	268,033			407,466		
委託調査費	259,021			304,641		
図書費	711			378		
委託計算費	242,239			485,872		
営業雑経費	38,381			29,696		
通信費	4,038			3,997		
印刷費	11,238			7,276		
協会費	18,183			12,853		
諸会費	5			55		
その他	4,915			5,512		
営業費用計	1,469,086	27.1		1,994,579	34.6	
一般管理費						
給料	1,307,873			1,568,661		
役員報酬	235,947			425,268		
給料・手当	800,039			787,766		
賞与	210,310			285,950		
賞与引当金繰入額	61,576			69,676		
交際費	728			1,607		
旅費交通費	801			676		
租税公課	6,244			32,240		
不動産賃借料	91,686			60,478		
退職給付費用	71,604			74,675		
固定資産減価償却費	20,149			2,571		
福利厚生費	126,174			130,238		
諸経費	202,081			186,753		
一般管理費計	1,827,345	33.7		2,057,903	35.7	
営業利益	2,121,787	39.2		1,719,345	29.8	
営業外収益						
為替差益	123			18		
有価証券運用益	1,026			1,013		
雑収入	36			881		
営業外収益計	1,186	0.0		1,913	0.0	
営業外費用						
移転価格調整金	1,306,329			363,220		
為替差損	656			214		
有価証券運用損	-			1		
雑損失	193			329		
営業外費用計	1,307,179	24.1		363,766	6.3	
経常利益	815,794	15.1		1,357,491	23.5	
特別利益						
事業再構築費用戻入	102			7,084		
特別利益計	102	0.0		7,084	0.1	
特別損失						
事務処理損失	8,806			146		
固定資産除却損	45,130			2,326		
特別損失計	53,937	1.0		2,472	0.0	
税引前当期純利益	761,960	14.1		1,362,102	23.6	
法人税、住民税及び事業税	530	0.0		261,905	4.5	
法人税等調整額	281,513	5.2		261,874	4.5	
当期純利益	479,916	8.9		838,322	14.5	

(3) 株主資本等変動計算書

前事業年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

(単位:千円)

資本金	株 主 資 本						純資産合計	
	利益準備金	利益剰余金			利益剰余金 合計	株主資本 合計		
		別途積立金	その他利益 剰余金	繰越利益 剰余金				
当期首残高	310,000	77,500	31,620	6,144,244	6,253,364	6,563,364	6,563,364	
当期変動額								
剰余金の配当	-	-	-	(533,000)	(533,000)	(533,000)	(533,000)	
当期純利益	-	-	-	479,916	479,916	479,916	479,916	
当期変動額合計	-	-	-	(53,083)	(53,083)	(53,083)	(53,083)	
当期末残高	310,000	77,500	31,620	6,091,161	6,200,281	6,510,281	6,510,281	

当事業年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

(単位:千円)

資本金	株 主 資 本						純資産合計	
	利益準備金	利益剰余金			利益剰余金 合計	株主資本 合計		
		別途積立金	その他利益 剰余金	繰越利益 剰余金				
当期首残高	310,000	77,500	31,620	6,091,161	6,200,281	6,510,281	6,510,281	
当期変動額								
剰余金の配当	-	-	-	(479,000)	(479,000)	(479,000)	(479,000)	
当期純利益	-	-	-	838,322	838,322	838,322	838,322	
当期変動額合計	-	-	-	359,322	359,322	359,322	359,322	
当期末残高	310,000	77,500	31,620	6,450,484	6,559,604	6,869,604	6,869,604	

【重要な会計方針】

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	有価証券 売買目的有価証券 決算期末日の市場価格等に基づく時価法（取得原価は移動平均法により算定）を採用しております。
2. 固定資産の減価償却方法	有形固定資産 リース資産以外の有形固定資産 定額法により償却しております。なお、主な耐用年数は以下の通りであります 器具備品 3～7年
3. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
4. 引当金の計上基準	(1) 賞与引当金 従業員等に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当期に負担すべき金額を計上しております。 (2) 退職給付引当金 退職給付引当金は、従業員等の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。 ① 退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。 ② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法 過去勤務費用 その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（11年）による定額法により費用処理しております。 数理計算上の差異 発生の翌事業年度に一括損益処理しております。
5. 収益の計上方法	(1) 委託者報酬 委託者報酬は、投資信託約款に定められた履行義務の充足状況に基づき、投資信託約款毎に、日々の純資産総額に信託報酬率を乗じた金額で収益を認識しております。 (2) 投資顧問収入 投資顧問収入は、投資顧問契約に定められた履行義務の充足状況に基づき、投資顧問毎に計算基礎額に投資顧問料率を乗じた金額で収益を認識しております。
6. その他 財務諸表作成のための重要な事項	消費税等の処理方法 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

会計方針の変更

（収益認識に関する会計基準等の適用）

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 令和2年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。この変更による当財務諸表への影響はありません。

（時価の算定に関する会計基準等の適用）

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 令和元年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10

号 令和元年 7月 4日) 第 44-2 項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。この変更による当財務諸表への影響はありません。

表示方法の変更

従来、損益計算書の「一般管理費」の「事務手数料」に含めていたステート・ストリート・バンク・アンド・トラスト・カンパニーに支払う「移転価格調整金」は、グループ内の精算の目的等をより適切に反映させるため、当事業年度より「営業外費用」の「移転価格調整金」として表示する方法に変更しました。

この結果、前事業年度の損益計算書において「一般管理費」の「事務手数料」として表示していた 1,306,329 千円を「営業外費用」の「移転価格調整金」として組替えて表示しています。

この変更により、従来の方法と比べて、当事業年度の営業利益は 363,220 千円、前事業年度の営業利益は 1,306,329 千円、それぞれ増加しています。経常利益以下に影響は有りません。

会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより、当事業年度に係る財務諸表にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

繰延税金資産 1,826,336 千円

繰延税金資産の認識は、将来の事業計画に基づく課税所得の発生および金額によって見積もっております。

当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の時期および金額が見積りと異なった場合や将来の税法の改正等により、翌事業年度の財務諸表において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

注記事項

(貸借対照表関係)

前事業年度 (2021 年 3 月 31 日現在)	当事業年度 (2022 年 3 月 31 日現在)
※1. 有形固定資産の減価償却累計額 器 具 備 品 52,734 千円	※1. 有形固定資産の減価償却累計額 器 具 備 品 30,399 千円
関係会社に係る注記 該当事項はありません。	関係会社に係る注記 同左

(損益計算書関係)

前事業年度 自 2020 年 4 月 1 日 至 2021 年 3 月 31 日	当事業年度 自 2021 年 4 月 1 日 至 2022 年 3 月 31 日
※移転価格調整金の取り扱いに係る注記 当社とステート・ストリート・バンク・アンド・トラスト・カンパニーはグループ間移転価格調整の方針に従つて調整額を精算することとしております。当事業年度にてステート・ストリート・バンク・アンド・トラスト・カンパニーから当社に支払われた調整額 77,977 千円は、損益計算書のその他営業収益に、また、当社がステート・ストリート・バンク・アンド・トラスト・カンパニーに支払った調整額 1,306,329 千円は、損益計算書の営業外費用である移転価格調整金に含まれております。	※移転価格調整金の取り扱いに係る注記 当社とステート・ストリート・バンク・アンド・トラスト・カンパニーはグループ間移転価格調整の方針に従つて調整額を精算することとしております。当事業年度にてステート・ストリート・バンク・アンド・トラスト・カンパニーから当社に支払われた調整額 85,395 千円は、損益計算書のその他営業収益に、また、当社がステート・ストリート・バンク・アンド・トラスト・カンパニーに支払った調整額 363,220 千円は、損益計算書の営業外費用である移転価格調整金に含まれております。

関係会社に係る注記 該当事項はありません。	関係会社に係る注記 同左
--------------------------	-----------------

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

1. 発行済株式の総数に関する事項

	当事業年度期首	当期増加株式数	当期減少株式数	当事業年度末
普通株式	6,200株	-	-	6,200株

2. 当事業年度中に行った剰余金の配当に関する事項

(決議)	株式の種類	配当金の総額	1株当たりの配当額	基準日	効力発生日
2020年6月24日 定時株主総会	普通株式	533,000千円	85,967.74円	2020年3月31日	2020年6月25日

3. 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当事業年度の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	1株当たりの配当額	基準日	効力発生日
2021年6月24日 定時株主総会	普通株式	479,000千円	利益剰余金	77,258.06円	2021年3月31日	2021年6月25日

当事業年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

1. 発行済株式の総数に関する事項

	当事業年度期首	当期増加株式数	当期減少株式数	当事業年度末
普通株式	6,200株	-	-	6,200株

2. 当事業年度中に行った剰余金の配当に関する事項

(決議)	株式の種類	配当金の総額	1株当たりの配当額	基準日	効力発生日
2021年6月24日 定時株主総会	普通株式	479,000千円	77,258.06円	2021年3月31日	2021年6月25日

3. 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当事業年度の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	1株当たりの配当額	基準日	効力発生日
2022年6月27日 定時株主総会	普通株式	838,000千円	利益剰余金	135,161.29円	2022年3月31日	2022年6月28日

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業、投資助言業、第二種金融商品取引業及び第一種金融商品取引業を行っております。これらの事業を行うための資金運用については、短期的な預金等に限定し、資金調達については、現状必要性を想定しておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

当社の営業債権である未収委託者報酬は、投資信託及び投資法人に関する法律により、信託銀行において分別管理される信託財産のため、当該報酬は、計理上日々の未払委託者報酬として投資信託財産の負債項目に計上されております。このため、顧客の信用リスクは限定されております。

同じく営業債権である未収投資顧問料は、概ね6か月以内に回収される債権であり、また顧客の業種等も多岐にわたり分散されていることから、顧客の信用リスクは限定されております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りであります。

2021年3月31日現在

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 預金	3,455,294	3,455,294	—
(2) 未収入金	795,709	795,709	—
(3) 未収委託者報酬	651,298	651,298	—
(4) 預り金	141,855	141,855	—
(5) 未払手数料	163,883	163,883	—
(6) その他未払金	136,728	136,728	—

(注1) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

(1) 預金

預金は、すべて満期のない預金であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) 未収入金、(3) 未収委託者報酬、(4) 預り金、(5) 未払手数料及び(6) その他未払金

これらは短期間で決済され、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 金銭債権の決算日後の償還予定額

償還予定までの期間が1年を超えるものはありません。

(注3) 社債、長期借入金、リース債務およびその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

記載すべき事項はありません。

2022年3月31日現在

預金、未収入金、未収委託者報酬、未収収益、未払手数料及びその他未払金は、短期間で決済されるため、時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

2022年3月31日現在、前項にて注記を省略しているため、記載を省略しております。

(有価証券関係)

前事業年度 (2021年3月31日現在)	当事業年度 (2022年3月31日現在)
売買目的の有価証券 貸借対照表計上額 22,281千円	売買目的の有価証券 貸借対照表計上額 23,294千円

当事業年度の損益 に含まれた評価差額 (デリバティブ取引関係)	1,026 千円	当事業年度の損益 に含まれた評価差額	1,011 千円
前事業年度 自 2020年4月 1日 至 2021年3月 31日		当事業年度 自 2021年4月 1日 至 2022年3月 31日	
該当事項はありません。		同左	

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

前事業年度 自 2020年4月 1日 至 2021年3月 31日	当事業年度 自 2021年4月 1日 至 2022年3月 31日
2011年4月1日に確定給付企業年金制度(キャッシュ・バランス・プラン)、確定拠出年金制度を導入いたしました。 また、2000年9月29日より退職給付信託を設定しております。	同左

2. 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

(単位 : 千円)

	前事業年度 自 2020年4月 1日 至 2021年3月 31日
退職給付債務の期首残高	420,524
勤務費用	55,967
利息費用	-
数理計算上の差異の発生額	25,944
退職給付の支払額	△51,930
退職給付債務の期末残高	450,505

(単位 : 千円)

	当事業年度 自 2021年4月 1日 至 2022年3月 31日
退職給付債務の期首残高	450,505
勤務費用	58,354
利息費用	-
数理計算上の差異の発生額	△ 10,018
退職給付の支払額	△ 18,668
退職給付債務の期末残高	480,173

3. 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

(単位 : 千円)

	前事業年度 自 2020年4月 1日 至 2021年3月 31日
--	--

年金資産の期首残高	339,872
期待運用収益	2,511
数理計算上の差異の発生額	25,875
事業主からの拠出額	52,607
退職給付の支払額	△ 51,930
年金資産の期末残高	368,935

(単位 : 千円)

	当事業年度 自 2021年4月1日 至 2022年3月31日
年金資産の期首残高	368,935
期待運用収益	2,728
数理計算上の差異の発生額	△ 2,919
事業主からの拠出額	52,354
退職給付の支払額	△ 18,668
年金資産の期末残高	402,431

4. 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

(単位 : 千円)

	前事業年度 自 2020年4月1日 至 2021年3月31日
積立型制度の退職給付債務	450,505
年金資産	△ 368,935
非積立型制度の退職給付債務	81,570
未積立退職給付債務	-
未認識数理計算上の差異	81,570
	△ 69
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	81,500

(単位 : 千円)

	当事業年度 自 2021年4月1日 至 2022年3月31日
積立型制度の退職給付債務	480,173
年金資産	△ 402,431
非積立型制度の退職給付債務	77,742
未積立退職給付債務	-
未認識数理計算上の差異	77,742
	7,098
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	84,840

5. 退職給付費用の内訳

(単位 : 千円)

	前事業年度 自 2020年4月1日 至 2021年3月31日

確定給付制度に係る退職給付費用	52,417
(1)勤務費用	55,966
(2)利息費用	-
(3)期待運用収益	△2,510
(4)過去勤務費用の費用処理額	8,721
(5)数理計算上の差異の費用処理額	△25,059
(6)その他	15,300

(単位：千円)

	当事業年度 自 2021年4月1日 至 2022年3月31日
確定給付制度に係る退職給付費用	55,694
(1)勤務費用	58,354
(2)利息費用	-
(3)期待運用収益	△2,728
(4)過去勤務費用の費用処理額	0
(5)数理計算上の差異の費用処理額	69
(6)その他	-

6. 年金資産に関する事項

前事業年度（2021年3月31日現在）

① 年金資産の内訳

保険資産（一般勘定）	97.9%
<u>その他</u>	2.1%
合計	100.0%

② 長期期待運用收益率の設定方法

年金資産の長期期待運用收益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の收益率を考慮しております。

当事業年度（2022年3月31日現在）

① 年金資産の内訳

保険資産（一般勘定）	98.1%
<u>その他</u>	1.9%
合計	100.0%

② 長期期待運用收益率の設定方法

年金資産の長期期待運用收益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の收益率を考慮しております。

7. 退職給付債務等の計算基礎に関する事項

	前事業年度 (2021年3月31日現在)
--	-------------------------

(1) 割引率	0.0%
(2) 長期期待運用收益率	0.75%
(3) 退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準
(4) 過去勤務費用の処理年数	発生時より 11 年
(5) 数理計算上の差異の処理年数	1 年

当事業年度 (2022年3月31日現在)	
(1) 割引率	0.0%
(2) 長期期待運用收益率	0.75%
(3) 退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準
(4) 過去勤務費用の処理年数	発生時より 11 年
(5) 数理計算上の差異の処理年数	1 年

8. 確定拠出制度

前事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

当社の確定拠出制度への要拠出額は19,186千円であります。

当事業年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

当社の確定拠出制度への要拠出額は18,980千円 であります。

（税効果会計関係）

前事業年度 自 2020年4月 1日 至 2021年3月 31日	当事業年度 自 2021年4月 1日 至 2022年3月 31日
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳	1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳
（単位：千円）	（単位：千円）
繰延税金資産	繰延税金資産
賞与引当金繰入超過額 21,034	賞与引当金繰入超過額 19,674
退職給付引当金 26,660	退職給付引当金 27,681
(注) 繰越欠損金 1,987,863	(注) 繰越欠損金 1,727,082
その他 52,654	その他 51,898
<hr/>	<hr/>
繰延税金資産 合計 2,088,211	繰延税金資産 合計 1,826,336
繰延税金負債との相殺 <hr/>	繰延税金負債との相殺 <hr/>
<hr/>	<hr/>
繰延税金資産の純額 2,088,211	繰延税金資産の純額 1,826,336

（注）税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前事業年度（2021年3月31日現在）

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)	合計 (千円)
税務上の繰越欠損金 (*1)	-	-	-	-	848,990	1,138,872	1,987,863

繰延税金資産	-	-	-	-	848,990	1,138,872	(*2) 1,987,863
--------	---	---	---	---	---------	-----------	-------------------

(*1) 稅務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

(*2) 税務上の繰越欠損金 1,987,863 千円（法定実効税率を乗じた金額）について、繰延税金資産 1,987,863 千円を計上しております。当該税務上の繰越欠損金に係る繰延税金資産については、将来の課税所得の見込等により回収可能と判断しております。

当事業年度（2022年3月31日現在）

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)	合計 (千円)
税務上の繰越欠損金 (*1)	-	-	-	597,044	157,331	972,706	1,727,082
繰延税金資産	-	-	-	597,044	157,331	972,706	(*2) 1,727,082

(*1) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

(*2) 税務上の繰越欠損金 1,727,082 千円（法定実効税率を乗じた金額）について、繰延税金資産 1,727,082 千円を計上しております。当該税務上の繰越欠損金に係る繰延税金資産については、将来の課税所得の見込等により回収可能と判断しております。

前事業年度（2021年3月31日現在）	当事業年度（2022年3月31日現在）																								
<p>2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異の原因となった主要な項目別内訳</p> <table> <tbody> <tr> <td>法定実効税率</td> <td>30.6%</td> </tr> <tr> <td>交際費等永久に損金に算入されない項目</td> <td>6.8%</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>△ 0.4%</td> </tr> <tr> <td>-----</td> <td>-----</td> </tr> <tr> <td>税効果会計適用後の法人税等の負担率</td> <td>37.0%</td> </tr> <tr> <td>=====</td> <td>=====</td> </tr> </tbody> </table>	法定実効税率	30.6%	交際費等永久に損金に算入されない項目	6.8%	その他	△ 0.4%	-----	-----	税効果会計適用後の法人税等の負担率	37.0%	=====	=====	<p>2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異の原因となった主要な項目別内訳</p> <table> <tbody> <tr> <td>法定実効税率</td> <td>30.6%</td> </tr> <tr> <td>交際費等永久に損金に算入されない項目</td> <td>8.0%</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>△ 0.2%</td> </tr> <tr> <td>-----</td> <td>-----</td> </tr> <tr> <td>税効果会計適用後の法人税等の負担率</td> <td>38.4%</td> </tr> <tr> <td>=====</td> <td>=====</td> </tr> </tbody> </table>	法定実効税率	30.6%	交際費等永久に損金に算入されない項目	8.0%	その他	△ 0.2%	-----	-----	税効果会計適用後の法人税等の負担率	38.4%	=====	=====
法定実効税率	30.6%																								
交際費等永久に損金に算入されない項目	6.8%																								
その他	△ 0.4%																								
-----	-----																								
税効果会計適用後の法人税等の負担率	37.0%																								
=====	=====																								
法定実効税率	30.6%																								
交際費等永久に損金に算入されない項目	8.0%																								
その他	△ 0.2%																								
-----	-----																								
税効果会計適用後の法人税等の負担率	38.4%																								
=====	=====																								

（資産除去債務関係）

前事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

（1）資産除去債務の概要

当社は、本社オフィス及びバックアップセンターの不動産賃貸借契約に基づき、退去時における原状回復に係る

債務を資産除去債務として認識しておりますが、当該資産除去債務に関しては、資産除去債務の負債計上に代えて、不動産賃貸借契約に関する長期差入保証金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当事業年度の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

(2) 資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を賃貸借契約期間と見積り、資産除去債務の金額を計算しております。

(3) 当事業年度における資産除去債務の総額の増減

当事業年度において、長期差入保証金の回収が最終的に見込めないと認められる金額として算定した金額は35,341千円であります。資産除去債務の総額は当事業年度において、変動はありません。

当事業年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

(1) 資産除去債務の概要

当社は、本社オフィス及びバックアップセンターの不動産賃貸借契約に基づき、退去時における原状回復に係る債務を資産除去債務として認識しておりますが、当該資産除去債務に関しては、資産除去債務の負債計上に代えて、不動産賃貸借契約に関する長期差入保証金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当事業年度の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

(2) 資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を賃貸借契約期間と見積り、資産除去債務の金額を計算しております。

(3) 当事業年度における資産除去債務の総額の増減

当事業年度において、長期差入保証金の回収が最終的に見込めないと認められる金額として算定した金額は14,661千円であります。当事業年度において、本社オフィスの一部解約等に伴う原状回復費用の精算が行われたことから、資産除去債務の総額は、20,679千円減少しました。

（収益認識関係）

前事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

当社は、「(セグメント情報)」に記載のとおり、投資運用業の単一セグメントであり、営業収益のうち委託者報酬と投資顧問收入は、顧客との契約から生じる収益であります。

(1) 収益の分解情報

損益計算書に記載のとおりです。

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

重要な会計方針「5.収益の計上方法」に記載のとおりです。

(3) 当期及び翌期以降の収益の金額を理解するための情報

重要性が乏しいため、注記を省略しております。

当事業年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

当社は、「(セグメント情報)」に記載のとおり、投資運用業の単一セグメントであり、営業収益のうち委託者報酬と投資顧問收入は、顧客との契約から生じる収益であります。

(1) 収益の分解情報

損益計算書に記載のとおりです。

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

重要な会計方針「5. 収益の計上方法」に記載のとおりです。

(3) 当期及び翌期以降の収益の金額を理解するための情報

重要性が乏しいため、注記を省略しております。

(セグメント情報)

1. セグメント情報

当社は、投資運用業の単一セグメントのため、記載を省略しております。

2. セグメント関連情報

1. 商品及びサービスに関する情報

単一の商品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域に関する情報

① 営業収益

本邦に所在している顧客への収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

なお、委託者報酬については、制度上、顧客情報を知り得ないため、集計対象より除外しております。

② 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客に関する情報

委託者報酬については、制度上、顧客情報を知り得ないため、記載を省略しております。

また、投資顧問料については、顧客との守秘義務契約により、開示が出来ないため、記載を省略しております。

(報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報)

該当事項はありません。

(報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報)

該当事項はありません。

(報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報)

該当事項はありません。

(関連当事者情報)

I 関連当事者との取引

(1) 親会社及び法人主要株主等

該当事項はありません。

(2) 同一の親会社を持つ会社

前事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権の所有(被所有)割合	関連当事者との関係		取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
同一の親会社を持つ会社	ステート・ストリート・バンク・アンド・トラスト・カンパニー	米国 マサチューセッツ州ボストン市	29百万 米ドル	銀行、投資顧問、投資信託委託業務、及びそれらの関連業務	なし	なし	助言などの投資顧問サービスの提供並びに受入れ	ソフトウェア使用料の支払	210,494	前払金	170
							ソフトウェアの使用契約	投資顧問料の支払	182,861		
							人件費等の支払	人件費等の支払	178,279	未払金	19,408
							事務手数料の受取	事務手数料の受取	77,977		
							移転価格調整金の支払	移転価格調整金の支払	1,306,329		
ステート・ストリート信託銀行株式会社	東京都港区	25億円	銀行業	なし	なし	投資信託計理の事務サービスの受入れ	投資信託計理業務委託	38,231	前払金	59,280	
						兼職社員の人件費支払等	人件費等の支払	133,561			
ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ・ユニティッド・キングダム	英国 ロンドン	62百万 ポンド	投資顧問、投資信託委託業務	なし	なし	投資顧問サービスの受入れ	投資顧問料の支払	17,282	-	-	
ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ・シンガポール	シンガポール シンガポール市	136万シンガポールドル	投資顧問業	なし	なし	投資顧問サービスの受入れ及びETF商品の紹介	紹介料の受取 投資顧問料の支払	249 21,878	-	-	

(注) 上記の金額のうち、ステート・ストリート信託銀行株式会社に関しましては、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には、消費税等が含まれております。

取引条件及び取引条件の決定方針等

1. ソフトウェア使用料及び事務手数料については、グループ全体の費用を一定の基準で配分した金額に基づき決定しております。
2. 人件費及び事務所賃借料については、実際支払額を基として支払いを行っております。
3. 役務料については、当社との間で締結された役務提供契約に基づいて支払われております。
4. 投資顧問料については、当社との間で締結された投資顧問契約に記載された料率に基づいて計算されております。
5. ETF商品の紹介料については、当社との間で締結された役務提供契約に基づいて計算されております。

当事業年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

当事業年度										
種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
同一の親会社を持つ会社	ステート・ストリート・バンク・アンド・トラスト・カンパニー	米国マサチューセッツ州ボストン市	29百万米ドル	銀行、投資顧問、投資信託委託業務、及びそれの関連業務	なし	なし	助言などの投資顧問サービスの提供並びに受入れ ソフトウェアの使用契約 人件費等及び事務手数料の支払	351,919 221,949 396,782 85,395 363,220	前払金 未払金	598 28,457
	ステート・ストリート信託銀行株式会社	東京都港区	25億円	銀行業	なし	なし	投資信託計理の事務サービスの受入れ 兼職社員の入件費支払等	38,999 127,476	前払金	119,051
	ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ・ユニティッド・キングダム	英国ロンドン	62百万ポンド	投資顧問、投資信託委託業務	なし	なし	投資顧問サービスの受入れ	19,193	-	-
	ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ・シンガポール	シンガポール	136万シンガポールドル	投資顧問業	なし	なし	投資顧問サービスの受入れ及びETF商品の紹介 紹介料の受取 投資顧問料の支払	264 24,400	-	-

(注) 上記の金額のうち、ステート・ストリート信託銀行株式会社に関しましては、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には、消費税等が含まれております。

取引条件及び取引条件の決定方針等

1. ソフトウェア使用料及び事務手数料については、グループ全体の費用を一定の基準で配分した金額に基づき決定しております。
2. 人件費及び事務所賃借料については、実際支払額を基として支払いを行っております。
3. 役務料については、当社との間で締結された役務提供契約に基づいて支払われております。
4. 投資顧問料については、当社との間で締結された投資顧問契約に記載された料率に基づいて計算されております。
5. ETF商品の紹介料については、当社との間で締結された役務提供契約に基づいて計算されております。

II 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

ステート・ストリート・コーポレーション（ニューヨーク証券取引所に上場）
ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ・インク（非上場）
ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ・インターナショナル・ホールディングス（非上場）
ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ・ジャパン・ホールディングス合同会社（非上場）

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

該当事項はありません。

(1 株当たり情報)

前事業年度 自 2020 年 4 月 1 日 至 2021 年 3 月 31 日	当事業年度 自 2021 年 4 月 1 日 至 2022 年 3 月 31 日
1 株当たり純資産 1,050,045 円 38 錢	1 株当たり純資產 1,108,000 円 68 錢
1 株当たり当期純利益 77,405 円 89 錢	1 株当たり当期純利益 135,213 円 36 錢
なお、潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。	なお、潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

(注) 1 株当たり当期純利益の算定基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 自 2020 年 4 月 1 日 至 2021 年 3 月 31 日	当事業年度 自 2021 年 4 月 1 日 至 2022 年 3 月 31 日
当期純利益（千円）	479,916	838,322
普通株主に帰属しない金額	-	-
普通株式にかかる当期純利益（千円）	479,916	838,322
期中平均株式数（株）	6,200	6,200

(重要な後発事象)

前事業年度 自 2020 年 4 月 1 日 至 2021 年 3 月 31 日
該当事項はありません。

当事業年度 自 2021 年 4 月 1 日 至 2022 年 3 月 31 日
該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

2022年12月16日

ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社

取締役会御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 稲葉宏和
業務執行社員

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第26期事業年度の中間会計期間（2022年4月1日から2022年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社の2022年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2022年4月1日から2022年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

(注)1. 上記の中間監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注)1. 上記の中間監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

(1) 中間貸借対照表

(単位：千円)

科 目	期 別	第26期中間会計期間末 (2022年9月30日現在)	
		金額	構成比
		%	
(資産の部)			
流動資産			
預金		4,446,406	
有価証券		24,592	
前払金		159,874	
前払費用		40,096	
未収入金		666,558	
未収委託者報酬		696,844	
未収収益		332,924	
流動資産計		6,367,296	78.7
固定資産			
有形固定資産			
建物附属設備	※1	0	217
器具備品	※1	217	0
無形固定資産			
ソフトウェア		0	
投資その他の資産			
長期差入保証金		70,605	1,718,565
繰延税金資産		1,641,684	
その他投資		6,275	
固定資産計			1,718,783
資産合計		8,086,080	100.0

(単位：千円)

科 目	期 別	第26期中間会計期間末 (2022年9月30日現在)	
		金額	構成比
			%
(負債の部)			
流動負債			
預り金		208, 287	
未払金		331, 954	
未払手数料		187, 989	
その他未払金		143, 964	
未払費用		12, 450	
未払法人税等		260, 511	
未払消費税等	※ 2	39, 257	
賞与引当金		222, 430	
流動負債計		1, 074, 892	13. 3
固定負債			
退職給付引当金		81, 084	
固定負債計		81, 084	1. 0
負債合計		1, 155, 977	14. 3
(純資産の部)			
株主資本			
資本金		6, 930, 102	85. 7
利益剰余金		310, 000	
利益準備金		6, 620, 102	
その他利益剰余金		77, 500	
別途積立金		31, 620	
繰越利益剰余金		6, 510, 982	
純資産合計		6, 930, 102	85. 7
負債・純資産合計		8, 086, 080	100. 0

(2) 中間損益計算書

(単位：千円)

科 目	期 別	第26期中間会計期間 自 2022年4月 1日 至 2022年9月 30日	
		金額	構成比 %
営業収益			
委託者報酬		1, 340, 822	
投資顧問収入		1, 438, 017	
その他営業収益	※1	8, 341	
		2, 787, 181	100.0
営業費用・一般管理費			
営業費用		911, 759	
支払手数料		372, 319	
その他営業費用	※1	539, 440	
一般管理費	※ 2	889, 637	
		1, 801, 397	64.6
営業費用・一般管理費計			
営業利益		985, 783	35.4
営業外収益	※1	338, 498	12.1
営業外費用		503	0.0
経常利益		1, 323, 778	47.5
特別損失		4, 303	0.2
税引前中間純利益		1, 319, 474	47.3
法人税、住民税及び事業税		236, 323	8.5
法人税等調整額		184, 652	6.6
中間純利益		898, 498	32.2

(3) 中間株主資本等変動計算書

当中間会計期間（自 2022年4月1日 至 2022年9月30日）

(単位:千円)

	株 主 資 本						純資産合計	
	資本金	利益剰余金			利益剰余金 合計	株主資本 合計		
		利益準備金	その他利益 剰余金	別途積立金				
当期首残高	310,000	77,500	31,620	6,450,484	6,559,604	6,869,604	6,869,604	
当中間期変動額								
剩余金の配当	-	-	-	-838,000	-838,000	-838,000	-838,000	
中間純利益				898,498	898,498	898,498	898,498	
当中間期変動額合計	-	-	-	60,498	60,498	60,498	60,498	
当中間期末残高	310,000	77,500	31,620	6,510,982	6,620,102	6,930,102	6,930,102	

【重要な会計方針】

	<p>第 26 期中間会計期間</p> <p>[自 2022 年 4 月 1 日 至 2022 年 9 月 30 日]</p>		
1. 資産の評価基準及び評価方法	<p>有価証券</p> <p>売買目的有価証券</p> <p>中間決算日の市場価格等に基づく時価法（取得原価は移動平均法により算定）を採用しております。</p>		
2. 固定資産の減価償却方法	<p>有形固定資産</p> <p>定額法により償却しております。なお、主な耐用年数は以下の通りであります。</p> <table style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>器具備品</td> <td>3～7年</td> </tr> </table>	器具備品	3～7年
器具備品	3～7年		
3. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、中間決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。		
4. 引当金の計上基準	<p>(1) 賞与引当金</p> <p>従業員等に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当中間会計期間に負担すべき金額を計上しております。</p> <p>(2) 退職給付引当金</p> <p>退職給付引当金は、従業員等の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。 ② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法 過去勤務費用 その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（11年）による定額法により費用処理しております。 数理計算上の差異 発生の翌事業年度に一括費用処理しております。 		
5. 収益の計上方法	<p>(1) 委託者報酬</p> <p>委託者報酬は、投資信託約款に定められた履行義務の充足状況に基づき、投資信託約款毎に、日々の純資産総額に信託報酬率を乗じた金額で収益を認識しております。</p> <p>(2) 投資顧問収入</p> <p>投資顧問収入は、投資顧問契約に定められた履行義務の充足状況に基づき、投資顧問契約毎に、計算基礎額に投資顧問料率を乗じた金額で収益を認識しております。</p>		
6. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>消費税等の処理方法</p> <p>消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。</p>		

【会計方針の変更】

(時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を当中間会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。ただし、これによる具体的な会計方針の変更は無く、したがって、時価算定会計基準適用指針の適用にともなう当中間会計期間における中間貸借対照表、中間損益計算書および中間株主資本等変動計算書への影響は有りません。

注記事項

(中間貸借対照表関係)

第26期中間会計期間末 (2022年9月30日現在)	
※1. 有形固定資産の減価償却累計額 器具備品 30,556 千円	
※2. 消費税等の取扱い 仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、未払消費税等として表示しております。	

(中間損益計算書関係)

第26期中間会計期間 〔自 2022年4月1日 至 2022年9月30日〕	
※1. 当社とステート・ストリート・バンク・アンド・トラスト・カンパニーはグループ間移転価格調整の方針に従って調整額を精算することとしております。当中間会計期間に、ステート・ストリート・バンク・アンド・トラスト・カンパニーから当社に支払われた調整額8,213千円は中間損益計算書のその他営業収益、334,362千円は中間損益計算書の営業外収益にそれぞれ含まれております。また、当社がステート・ストリート・バンク・アンド・トラスト・カンパニーに支払った調整額123,206千円は、中間損益計算書のその他営業費用に含まれております。	
※2. 減価償却実施額 有形固定資産 409千円	

(中間株主資本等変動計算書関係)

第 26 期中間会計期間
 (自 2022 年 4 月 1 日
 至 2022 年 9 月 30 日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 株式数 (株)	当中間会計期間 増加株式数 (株)	当中間会計期間 減少株式数 (株)	当中間会計期間末 株式数 (株)
普通株式	6,200	—	—	6,200

2. 当中間会計期間中に行った剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金 の総額	1 株あたり の配当額	基準日	効力発生日
2022 年 6 月 27 日 定時株主総会	普通株式	838,000 千円	135,161.29 円	2022 年 3 月 31 日	2022 年 6 月 28 日

(金融商品関係)

第 26 期中間会計期間末
 (2022 年 9 月 30 日 現在)

1. 金融商品の時価等に関する事項

預金、未収入金、未収委託者報酬、未収収益、未払手数料及びその他未払金は、短期間で決済されるため、時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

前項にて注記を省略しているため、記載を省略しております。

(有価証券関係)

第 26 期中間会計期間末
 (2022 年 9 月 30 日 現在)

売買目的の有価証券

貸借対照表計上額	24,592 千円
当中間会計期間の損益に含まれた評価差額	1,297 千円

(資産除去債務関係)

第 26 期中間会計期間末
(2022 年 9 月 30 日 現在)

資産除去債務の総額の期中における増減はありません。

(デリバティブ取引関係)

第 26 期中間会計期間末
(2022 年 9 月 30 日 現在)

当社はデリバティブ取引を行っていないため、該当事項はありません。

(セグメント情報等)

第 26 期中間会計期間末
(2022 年 9 月 30 日 現在)

(セグメント情報)

当社は、投資運用業の単一セグメントのため、記載を省略しております。

(セグメント関連情報)

1. 商品およびサービスごとの情報

単一の商品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が中間損益計算書の営業収益の 90% を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦に所在している顧客への収益が中間損益計算書の営業収益の 90% を超えるため、記載を省略しています。なお、委託者報酬については、制度上、顧客情報を知り得ないため、集計対象より除外しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の 90% を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

委託者報酬については、制度上、顧客情報を知り得ないため、記載を省略しております。

また、投資顧問料については、顧客との守秘義務契約により、開示が出来ないため、記載を省略しております。

(報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報)

該当事項はありません。

(報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報)

該当事項はありません。

(報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報)

該当事項はありません。

(収益認識関係)

第 26 期中間会計期間
〔 自 2022 年 4 月 1 日 至 2022 年 9 月 30 日 〕

当社は、「(セグメント情報等)」に記載のとおり、投資運用業の単一セグメントであり、営業収益のうち委託者報酬と投資顧問収入は、顧客との契約から生じる収益であります。

(1) 収益の分解情報

中間損益計算書に記載のとおりです。

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

重要な会計方針「5. 収益の計上方法」に記載のとおりです。

(3) 当期及び翌期以降の収益の金額を理解するための情報

重要性が乏しいため、注記を省略しております。

(1 株当たり情報)

第 26 期中間会計期間
〔 自 2022 年 4 月 1 日 至 2022 年 9 月 30 日 〕

1 株当たり純資産額 1,117,758 円 50 銭

1 株当たり中間純利益 144,919 円 11 銭

なお、潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

注) 1 株当たり中間純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

第 26 期中間会計期間	
〔 自 2022 年 4 月 1 日 至 2022 年 9 月 30 日 〕	
中間純利益 (千円)	898,498
普通株主に帰属しない金額	—
普通株式にかかる中間純利益 (千円)	898,498
期中平均株式数 (株)	6,200

(重要な後発事象)

第 26 期中間会計期間
〔 自 2022 年 4 月 1 日 至 2022 年 9 月 30 日 〕

該当事項はありません。

公開日 2023年1月13日
作成基準日 2022年12月16日

本店所在地 東京都港区虎ノ門1丁目23番1号
お問い合わせ先 企画部